

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進に係わる

耐震診断確認 実施細則

2011年11月

社団法人 日本建築構造技術者協会

耐震診断・補強判定委員会

耐震診断確認 実施細則

1 耐震診断確認の申込

- 1.1 耐震診断確認の申込者（以下「申込者」という。）は、社団法人 日本建築構造技術者協会（以下「JSCA」という。）関東甲信越支部 JSCA東京の耐震診断事務所名簿に登録された事務所（以下「耐震診断者」という。）が耐震診断を行なった建築物の所有者又は管理者あるいは耐震診断者とする。
- 1.2 耐震診断確認の対象建築物は、東京都の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第8条に規定する特定沿道建築物に該当する建築物に限る。
- 1.3 耐震診断確認は、棟単位で、かつ、構造単位（計算単位）とする。したがって、同一敷地内に複数棟があれば複数の耐震診断確認がなされ、また同一建築物においてもエキスパンション・ジョイントによっていくつかの構造単位に分割されている場合も複数の耐震診断確認となる。
- 1.4 耐震診断確認の対象となる耐震診断の方法は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、改正平成17年法律第120号）」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「指針」という。）によるものに限る。なお、それ以外の方法による診断については6.2の規定を適用できる。
- 1.5 耐震診断確認対象建築物に特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合、又は複合構造等であることにより、耐震診断確認業務量の大幅な増大が見込まれる建築物は、耐震診断確認の申込を受付けない。なお、この場合、6.2の規定を適用できる。
- 1.6 耐震診断確認用報告書（以下、「診断報告書」という。）は、原則として、耐震診断確認単位ごとに作成するものとし、その作成にあたっては、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進に係わる耐震診断報告書の作成要領」（JSCA, JASO, TAAF 共通）に基づくものとする。
- 1.7 申込者は、JSCA 本部事務局（以下「事務局」という。）において事前相談を受けることができる。

2 受付

- 2.1 申込者は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進に係わる耐震診断確認実施要領」（JSCA, JASO, TAAF 共通）（以下「実施要領」という。）第3に基づき、実施要領の様式1に示す耐震診断確認申込書に、様式2に示す耐震診断結果概要書を添えて、事務局に提出する。
- 2.2 申込者は、できるだけ早く、診断報告書2部を事務局に提出する。
- 2.3 事務局は、提出された資料に不備・不足があると判断した場合、追加資料を求める。
- 2.4 事務局は、別に定める「特定沿道建築物耐震診断事務所登録手数料について」及び「耐震診断確認料金表」により手数料を確定し、請求書を送付する。申込者は確認書の交付を受ける前に所定の銀行口座に振り込むこと。

3 耐震診断確認の実施

- 3.1 耐震診断確認は、JSCA 耐震診断・補強判定委員会の委員2名（以下「確認委員」という。）

が、原則として、提出された耐震診断結果概要書及び診断報告書（以下「診断報告書等」という。）を書類審査することにより行なう。ただし、必要に応じてヒアリングすることを妨げない。

- 3.2 確認委員は、書類審査又はヒアリングにより、確認結果を実施要領の様式4に示すチェックリストにまとめ、必要があれば耐震診断者に、原則として1回だけ診断報告書等の手直しを求める。
- 3.3 耐震診断者は、確認委員から手直しを求められた場合には、診断報告書等の手直しを行い、手直し部分の概要を実施要領の様式5に示す「耐震診断処置記録書」に記述して、両者を確認委員に提出する。確認委員は再提出された報告書によりチェックリストを修正する。

4 確認書

- 4.1 確認委員は、診断報告書の内容が妥当であると認めた場合、速やかに実施要領の様式3-1に定める「耐震診断確認書」を作成し、チェックリスト及び最終の耐震診断結果概要書との3枚組を事務局に提出する。
- 4.2 事務局は耐震診断確認書に協会印を捺印し、チェックリスト及び耐震診断結果概要書（最終版）とともに原則として2部を申込者に交付する。申込者は、それら3枚組と耐震診断処置記録を綴じこんだ最終報告書を作成し、1部を事務局に提出する。

5 報告書

- 5.1 確認委員は、診断報告書の内容が妥当であると確認できない場合は、実施要領の様式3-2に示す「確認できない旨の報告書」（以下、「報告書」という。）と、妥当とみなせない項目と所見を記述したチェックリスト、耐震診断結果概要書（最終版）の3枚組を事務局に提出する。
- 5.2 事務局は報告書に協会印を捺印し、チェックリスト及び耐震診断結果概要書とともに1部を申込者に交付する。

6 通常の耐震診断判定への切り替え

- 6.1 申込者は、一旦耐震診断確認の申込をした後、どの時点（5.2 報告書交付後を含む）においても通常の耐震診断判定に切り替えて申込みことができる。
- 6.2 1.4 又は 1.5 の規定により耐震診断確認では受けられない案件は、通常の耐震診断判定の対象として申込みことができる。
- 6.3 耐震診断確認で受けられた案件を通常の耐震診断判定に切り替えた場合は、耐震診断確認も判定業務の一部とみなして、判定手数料の精算をする。